

情報通信審議会 電気通信事業部会（第84回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年12月18日（火）14時00分～14時35分

於、総務省第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、辻 正次、東海 幹夫、
長田 三紀、安田 雄典

（以上6名）

第3 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

寺崎 明（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、
谷脇 康彦（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、
二宮 清治（料金サービス課企画官）、竹内 芳明（電気通信技術システム課長）、
宮本 正（番号企画室長）

(2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

- (1) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【諮問第1197号】
- (2) 電気通信番号規則の一部改正について【諮問第1198号】

開 会

○根岸部会長　それでは時間が少し前ではありますが、ご出席予定の委員の皆様はご出席でございますので、第84回情報通信審議会の電気通信事業部会を開催したいと思います。本日は7名中6名が出席されております。

それではお手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は諮問事項2件ということでございます。

議 題

諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【諮問第1197号】

○根岸部会長　まず初めに諮問1197号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について」を審議したいと思います。それでは、総務省からご説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課企画官　それでは資料84-1に基づきましてご説明申し上げます。本日の資料は省令案の概要と参考資料、それと省令の新旧対照表の3つに分かれてございます。基本的には省令案の概要と参考資料をご説明させていただきたいと思っております。

それでは1ページおめくりいただきまして、まず背景でございます。総務省はIP化の進展等による市場環境の変化を踏まえまして、電気通信事業において一層の競争促進を図り、利用者利益の保護を図るため、2010年代初頭までに実施すべき施策について「新競争促進プログラム2010」を策定いたしてございます。このプログラムにおきまして大きく2つ、1つがネットワーク構造や市場構造が変化中、環境変化に対応した会計制度のあり方。それから2点目、移動通信市場における競争促進等を通じた利用者利益の確保向上を図る観点から、販売奨励金のあり方を含む携帯端末市場のビジネスモデルのあり方等について検討を行う場を設け、平成19年夏を目途に結論を得るとしてございます。

その下2つの具体的な研究会の中身がございます。1点目、「会計制度のあり方に関する研究会」につきましては平成18年11月から開催してございまして、以下4点書いてある措置につきまして所要の措置を講じることが適当という考え方を示していただいております。また「モバイルビジネス研究会」につきましては平成19年1月より開催されてございまして、販売奨励金について通信にかかる部分と端末にかかる部分を明確に区分し、コスト構造の透明性を図るため、電気通信事業会計について所要の見直しを行うことが適当と。こういう考え方が示されているところでございます。これを踏まえましての本日の省令の改正でございます。

1ページおめくりいただきますと、上から6つ、省令が載っております。このうち、本日、審議会に対します必要的諮問事項を含む省令といたしましては上3つ、電気通信事業法施行規則、電気通信事業会計規則、第一種指定電気通信設備接続会計規則、この3つが必要的諮問を含む省令でございます。この改正と密接不可分でございます。今回あわせて改正を行う省令が下の3つでございます。NTT東西の交付金関連の省令、接続料規則、ユニバーサルサービスの交付金等算定規則でございます。

それぞれの省令の内容でございますが、まず概要の(1)のところでございます。本件は、会計研究会を踏まえての修正でございますが、1点目、接続会計における設備区分の見直しでございます。接続会計と網使用料算定根拠の間の設備区分の乖離を解消するとともに、網機能との関係が不明確となっている設備区分を整理するほか、接続料算定に有意に機能していない設備区分の廃止・統合を行うことにより、接続会計の原価算定機能を高めることに資する。

ということでございまして、具体的には参考資料3ページをお開きいただければと思います。接続会計を用いまして具体的な接続料を算定するにあたっては、そのページの左側、電気通信事業会計のコストデータを用いまして、接続会計のプロセスにおいて、それぞれの設備の区分に応じて費用等を分離いたします。その後、網使用料算定根拠によりまして、具体的な網機能の料金を算定するものでございますが、現状、接続会計の後ろの設備区分の中身と網使用料算定根拠の設備区分、一番頭の設備区分の中身が若干ずれてございますので、これが乖離があるという問題がございます。また2点目としては、網使用料の最終的な料金と設備区分の間にも一部不明確となっている点がございまして、これを整理をすること。さらには3点目、設備区分の中で接続料算定に有意に機能していない設備区分があるということですので、これにつきましては廃止・統合を

図るものでございます。

1 ページおめくりいただきますと、現状の接続会計における設備区分と網使用料算定根拠の対照表が書いてございまして、左の欄と右の欄、網がけをしているところが一部一致をしてございませんので、この点の明確化を図るというものが1 点目でございます。それから、一番右の現行接続料規則における機能の中で、それぞれの設備区分に対応する機能が複数ございまして、この複数あるものを極力わかりやすく1 つに減らしていくという作業を行うということでございまして、その次のページ、5 ページでございますが、今回、現行の設備区分から右の改正案の設備区分に向けまして、それぞれの設備区分を集約・統合・細分化、もしくは削除をするということで、一番右の欄の機能が1 設備区分、基本的には1 機能ということで非常にわかりやすくなっているところでございます。

もとの資料の3 ページにお戻りをいただければと思いますが、2 番目に事業会計における役務区分の見直しがございます。これにつきましては参考資料の6 ページ、先ほどの次のページでございますが、こちらをごらんいただければと思います。

指定電気通信役務損益明細表におきまして、今回、3 つの整理統合を行っております。1 点目が「市内通信」「市外通信」を「市内・市外通信」ということで1 つにまとめております。また専用役務につきまして細かく分かれていたものを1 つの専用役務の箱にしております。それから、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務につきましては、F H H T アクセスサービスというものを頭出しをして区分を設けてございます。この区分を設けるときの考え方でございますが、基本的には市場間の不当な内部相互補助を牽制・抑止するという目的を踏まえて修正をしているものでございまして、その次のページをごらんいただきますと、現状の電気通信分野における市場画定の状況を示してございます。左下のところ、電話につきましては市内、市外を含めて中継電話ということになっておりますし、右上のところ、専用サービスは1 つのマーケットとして画定されております。また左上のところ、インターネット接続領域でブロードバンドの部分市場としてF T T H が規定をされているところでございますので、これを踏まえて修正をしているところでございます。

また本体資料でございますが、3 ページにお戻りいただきますと、3 点目が、接続会計整理手順書の位置づけの明確化でございます。さらに1 ページおめくりいただきますと、指定電気通信役務損益配賦方法書等における費用配賦プロセスの透明化、この2 つ

がございます。これにつきましては参考資料の9ページをお開きいただければと思います。いずれの措置につきましても、配賦プロセスを透明化するという趣旨でつくってございまして、会計整理にあたりまして、下の箱の配賦基準から配賦フローまで書いてございますが、現状は配賦基準につきましては、それぞれの会計規則で記した上で、その配賦基準の詳細につきましては会計処理手順書等を提出していただいているところでございます。接続会計規則については、その薄いピンクの会計処理手順書によりまして、配賦手順まで示すこととなっておりますが、その先の配賦フローについては、今回、新たに提出をいただくこととしております。また、そもそもの作成・公表の根拠につきましても明確化を図ることといたしております。電気通信事業会計規則につきましては、現状、配賦基準の詳細のところまで配賦方法書ということで提出をいただいておりますが、これに加えて配賦手順に関する記述を追加することで、配賦手順、配賦フローまで提出をしていただくということにしているところでございます。

それから本体資料の4ページの⑤でございます。基礎的電気通信役務収支表の活用による経営効率化効果の把握でございます。NTT東西は平成19年度からユニバーサルサービスにかかる交付金の交付を受けておりますが、設備利用部門の費用の約7%の経営効率化につきまして、本審議会の答申を受けて、効率化の実績の報告を求められている状況でございます。これにつきまして検証するために、具体的に設備管理部門と設備利用部門に分けて費用を把握すると。そのための措置を講ずるものでございまして、具体的には参考資料の11ページでございますが、基礎的電気通信役務収支表の営業費用について、その内訳ということで、営業費用を設備管理部門と設備利用部門、この2つに分けるという措置を講ずるものでございます。

本体資料のまた4ページでございますが、以上が会計研究会を踏まえた措置でございまして、これからご説明申し上げますのがモバイルビジネス研究会関連でございます。

事業会計における販売奨励金の取り扱いの明確化ということでございまして、これにつきましては参考資料の12ページをおあけいただければと思います。現状の携帯電話の販売モデルにつきましては、利用者から集めます通話料を電気通信事業者が販売代理店に対して販売奨励金という形で出した上で、端末の価格を下げて販売するというようなことが起こっておりまして、その際に具体的な販売奨励金について端末販売奨励金と通信販売奨励金、いわゆる端末販売のための奨励金と通信の契約をするための奨励金、これが混ざる形で通信料から回収されているという実態がございますので、端末価格と

通信料金の区分を明確化するという観点から措置を講ずることとしておりまして、その真ん中の四角でございますが、モバイルビジネス活性化プランにおきまして、2つのことを措置するというようになっております。

1点目が、電気通信事業会計規則の見直しをし、本年度中を目途に実施し、来年度から施行するということ。もう一つは、これに合わせまして、その分計に関する運用指針（ガイドライン）を策定・公表するということでございます。1点目の省令改正につきましては、その下のところの赤字でございますが、財務諸表様式の損益計算書の注に、そちらに書いてございます記述を追加するというものでございます。

1ページおめくりいただきますと、ガイドラインについて骨子を載せてございます。これにつきましては、各電気通信事業者の販売奨励金の類型を明確化しまして、会計整理の具体的な考え方について各事業者間の統一的な運用を確保するということによりまして、電気通信事業における会計整理が適正化され、電気通信役務の原価の適正化が図られることを目的としております。またこれに合わせまして、接続料及び卸電気通信役務の原価の適正化が図られるということを期待しているものでございます。具体的には、その下でございますが、販売奨励金についての考え方と通信販売奨励金についての考え方の整理を書いてございます。まず販売奨励金につきましては、電気通信事業者が利用者または販売代理店等に対して支払う費用でございまして、端末設備の購入、または契約の締結の代理等、もしくは端末設備の販売等に応じて支払の発生する原因が生じる費用ということで、広く販売奨励金について定義をしてございます。そのうち通信の販売に関連するものということで、そこに書いてございますように、契約の締結・変更及び維持、並びに一定期間における電気通信役務契約数の累計、これが支払の発生する原因である販売奨励金、これを電気通信事業営業損益の営業費用に該当するものと整理してございます。なお、それ以外の販売奨励金、ここでは端末販売奨励金等と言っておりますが、これにつきましては電気通信事業営業損益以外へ計上し、その金額が明確となるように表示をし、公表することが望ましいとしております。また具体的な計上の仕方につきましては、実態を十分踏まえた上で会計監査の観点にも十分配慮しながら行うことが望ましいと整理をしてございます。

その次のページ、その他の点でございますが、3つ挙げてございます。利用者の電気通信役務の料金の支払額に応じて付与されるポイントについてでございます。これについては販売奨励金相当のものとは扱わないという整理にしております。また代理店等の

維持費用につきましては、通信販売奨励金及び端末販売奨励金等とは異なる費目で分類をするということです。さらには定期的な検証も行った上で、必要に応じてガイドラインの見直しを実施するというごさいます。

本体資料の5ページにお戻りをいただければと思います。このほか、その他の規定整備ということで、接続会計規則に規定される様式の整備並びに上記の各省令の改正に伴い、運用している表番号の変更、表のずれ等を修正することもあわせて行っているものごさいます。

以上の説明につきましては、冒頭申し上げましたとおり、本審議会への必要的な諮問事項と密接不可分の省令の改正を含みますので、総務省におきましてパブリックコメントに付させていただきました上で、その結果につきましては接続委員会やユニバーサルサービス委員会に対しましてご報告の上、ご議論をいただくという段取りで進めさせていただければと思います。以上、説明ごさいました。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまご説明につきまして、ご質問ご意見ごさいましたらお願いいたします。あるいは会計研究会にご参加いただいた先生もいらっしゃると思いますが、お願いします。

○東海委員　私はモバイルビジネス研究会のほうは今日初めてお聞きしたのですが、もう一つのほうの通称会計研究会については、約1年間、ここにありますような研究会を開催して議論をし、先般、報告書を取りまとめたところごさいます。今、事務局から省令改正案についてご説明いただきましたが、1年間検討した内容はもっと多かっただかなと思っておりますが、省令改正にまとめてしまうと随分簡単になってしまうのかなと今お聞きしておったところです。

あまり大げさに歴史をひもとくこともありませんが、NTTが民営化したときに電気通信事業会計が当然できたわけですが、その後、分離分割によって新しい形での事業法会計ができた。その後、約10年前でしたでしょうか、いわゆる会計分離の概念で接続会計を構築するという形を加えたわけでありす。当初は、この接続会計によって、いわゆるボトルネック設備やら、あるいは不可欠設備やらと言われるものについての接続料算定に対して実質的な意義を接続会計に持たせていたわけですが、その後すぐ、長期増分費用方式といひますか、LRICの方法に接続料については改められたなどの経緯があったわけす。当然、長い間、部分的には必要な改正などが行われ手当てしてきたわけですが、接続会計が今でも部分的には、いわゆるコロケーション等の実績原価方

式の中で直接的な活用をするという形がとられていますが、少し本体の接続料算定の中では使用されなくなった状況の中で、会計制度全体が見直されるという機をあまり適切な時機を持たなかったと私は理解しておるわけですが、そんなことから、この事業部会でも、いろいろな問題が出るたびに実態はどうなんだろうということを申し上げてきたつもりでございます。例えばの話はLRICで計算したものと実績原価の対比はちゃんとできているのかといったようなことであつたし、あるいはプライスキャップのときもそうであつたかと思ひますし、それから最近の動向ではユニバの問題、基礎的電気通信役務のいわば収支の分析は実績としてしっかりと会計制度とリンクしているかといったようなことを、ここでも発言してきたつもりでございます。そういう意味で、今回の会計制度にかかる研究は、いわば約10年ほどたまつた在庫一掃ということで、いろいろな観点から現在の制度ときちんと見合つた形で会計処理、原価計算あるいは開示の問題を整理すべきではないでしょうかという問題提起から始まつて整理させていただいたところでございます。

もう一つそれに加えて、ちょうど今、電気通信事業部会で接続委員会で議論をせよと言われておりますのが、例のNGNの話でございます。これについてもきちんと意識をその中に持つておきまして、今回の改正の中に取り込むことはできませんでしたが、そういう新しいこれから数年の動向についても対応できるように、この基礎的な構造は会計制度として持つておくべきだなということで整理をさせていただいたと。そんな状況でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかの委員の先生方、ご意見ご質問はございますか。

○辻委員　専門的な用語が並んでいますので、基本的なことを伺います。参考資料の9ページで、幾つかの用語が並んでいます。まず上のところでは、費用配賦プロセスという言葉が出てきて、下の図表では手順とフローとなっています。それから、次の10ページが具体的なイメージということで書いてあります。上の「接続会計処理手順書の記載」というのは、これはコストドライバーを何か明確にしていくようなイメージですね。つまり下の配賦フローをもう少し細分化するというイメージで、大きいものから順に小さいものになっていくというイメージで理解したらよいのでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官　配賦フローにつきましては参考資料の10ページにパワーポイントを用意してございまして、現状の接続会計処理手順書の中では、上の四角に

ありますが、コストドライバーについて例えば「支援設備の受付件数比により話中調べ、端末機器」云々でございますように、まず受付件数比によって、そのコストを分けるということでございますが、この書き方が必ずしも明確になっていない部分がございます、例えば真ん中のあたりでございますが、「直接または故障件数比により……帰属する。」と書いてありますが、この「直接または故障件数比」が、どれが直接に当たるもので、どれが故障件数比に当たるものかもわからない状況でございますし、さらに「主要設備に対応する活動区分」につきましても、具体的にどこに帰属するのかがよくわからない。すなわち、もともとのコストから配賦のプロセスを経て最終的な細分のところまで落とし込むプロセスが、全体のフローが今の手順書では明確になっていないので、例えばこういった表を使いまして、左から右に段階的に配賦をするというイメージでつくっておりますが、「一般施設保全・試験受付」が最終的に右の四角、細かく書いてございますが、そのそれぞれにどういうドライバーで、どういうふうに配賦されていくのかが全体を見えるようにするというものでございます。

○根岸部会長　よろしいですか。

○辻委員　はい。そういうことで、明確ではなかったものを今回、一つずつ明確にされていかれたということですね。はい、わかりました。

○東海委員　ちょっと追加してよろしいでしょうか。接続会計は1つの配賦基準を使って、1つの項目を2つに分ければそれで終わるのではなくて、幾つかのステップを持っています。この中には書いていないのですが、それがいわば全体、順次、こういう配賦を行って、その次にはまた違う形での配賦を行って行って、そして最後の結論が出てくると。それはしっかりと文章を読めばわかるのですが、事業者も含めて一般のごらんになる方は、結論の数字を一般的にはごらんになるわけですが、今回、かなり細かいところまで開示を要求して、そのフローが、流れていく過程がきちんとわかるようにさせていただいたと同時に、また配賦基準も変えるべきものは変えていくという形をとっているということを、こんな形で集約をしたということです。

○根岸部会長　はい。どうぞ、ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、先ほど最初に説明がありましたように、本件の省令改正は、この部会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項と2つから構成されておりますが、これらは密接不可分であるということですので、いわゆるパブリックコメントにつきましては、総務省からの提案どおり、必要的諮問事項の部分も含み一体として総務省が実施するという

ことを、この部会で決定いたしまして、部会としまして、この諮問された案に対して提出された意見を踏まえまして、接続にかかる省令につきましては接続委員会、ユニバーサルサービス制度にかかる省令につきましてはユニバーサルサービス委員会において、ご検討をいただいた上で、最終的にこの部会で答申をまとめることにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 根岸部会長　ありがとうございます。それでは、そのように決定したいと思います。また意見招請の期間につきましては、1月17日までの間、総務省において実施いただければと。お願いします。

諮問事項

電気通信番号規則の一部改正について【諮問第1198号】

- 根岸部会長　それでは次に進みたいと思います。次は諮問第1198号「電気通信番号規則の一部改正について」を総務省からご説明をお願いいたします。
- 宮本番号企画室長　はい。番号企画室長の宮本でございます。私からご説明申し上げます。資料84-2をご覧くださいと思います。

1枚めくっていただきまして、資料84-2-1と書いてございます「電気通信番号規則の一部改正について」からご説明いたします。まず改正の概要について簡単に申し上げますと、いわゆるMVNOの加入者につきまして、携帯電話の番号ポータビリティの措置をいわゆるMNOに義務づけるというものでございます。

資料に基づいて説明させていただきますが、携帯電話にかかる端末系伝送設備を識別する電気通信番号(080/090)の指定を受けた電気通信事業者、これがいわゆるMNOにあたるわけでございます。このMNOに対して、「当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者」、ここの部分がいわゆるMVNOにあたるわけでございますが、このMVNOの電気通信役務の提供を受ける利用者に関する携帯電話の番号ポータビリティの措置を義務づけることを内容とする電気通信番号規則の改正を行うものでございます。

経緯でございますが、(1)に書いてございますとおり、携帯電話の番号ポータビリ

ティにつきましては、平成18年11月施行の電気通信番号規則の改正によりまして、MNOに対して音声通信サービスに関する番号ポータビリティの措置が義務づけられているところでございます。この制度設定の趣旨といたしましては、携帯電話のすべての加入者が番号ポータビリティを利用できるようにするというものでございまして、当然、その趣旨からいたしますと、MVNOが提供する音声通信サービスの加入者につきましても番号ポータビリティが利用可能であるべきと考えております。今般、MVNOの形態による携帯電話サービスへの参入が予定されているところでございますが、現行条文上ではMVNO加入者の番号ポータビリティについては明記されていないということでございます。このため、(2)に書いてございましており、制定の趣旨にのっとりまして、MNOに対してMVNO加入者につき番号ポータビリティの利用を可能とするための措置を義務づけることを明確化しようというものでございます。

3の「改正案の内容」につきましては、資料84-2-2、これが新旧対照表でございまして、本資料をご参考にいただければと存じます。資料84-2-1に戻りまして、今回の改正によりまして、MNOが行うべき措置の内容といたしましては、MVNO加入者の双方向の番号ポータビリティを可能とするという措置となります。具体的には括弧書きで第1号、第2号、第3号と書かれているところでございますが、まずMVNOから他の事業者への転出、また他の事業者からMVNOへの転入、そして3番目に当該MNOとMVNO間及びMVNO間の転出入を可能とするための措置、このように分けて明記してございますが、一言で申し上げますと、MVNOから見た場合に、すべての携帯電話事業者との間の番号ポータビリティを可能とするための措置ということになります。

なお、今回の改正につきましては、MVNOが電気通信番号に関しますルーティングにかかる無線ネットワークですとか、電気通信回線設備を持たずにMNOの無線ネットワークや電気通信回線設備を利用してサービスを提供する場合を想定した改正となっております。従いまして、本規定によりまして、MNOに対して、MVNO加入者の番号ポータビリティによる転出入につきまして、ルーティング変更などのシステム上の措置を講ずることを義務づけるということになりますが、MVNO加入者の顧客情報の確認ですとか、本人の確認などの番号ポータビリティの受付等の対応、そういったものにかかる部分につきましては、MNOに対して制度上、義務がかかるものではございませんで、MVNO加入者と直接契約を行っているMVNOがMNOとの間で締結された契約

の範囲内で、自ら必要な措置を実施することとなると考えております。

また、MVNOには、MNOから卸電気通信役務の提供を受けてサービスを行う場合だけでなく、MNOに接続するといった形でのサービス提供も想定されるわけがございます。接続の場合には、利用者はMVNOからだけではなくて、MNOが自ら設置する無線ネットワークや電気通信回線設備の部分につきまして、MNOからも電気通信役務の提供を直接受けるといったこととなりますので、接続の場合のMVNO加入者についてのポータビリティの措置は、この改正前の規定において既に、MNOに対して義務づけられていることになると考えています。

以上、ご説明でございますが、最後に施行日につきましては、公布の日からということにさせていただいております。以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、今の説明につきまして、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

○安田委員　　MVNOの利用者が番号ポータビリティを利用できるようにということですが、先ほど、システムの変更をMNOのほうに要請すると。このコストというのはあまりかからないものなのではないかということを知りたいのですが。

○宮本番号企画室長　　どのぐらいのコストがかかるかにつきましては、具体的に把握をしているわけではございませんが、いずれにいたしましても、昨年からの携帯電話の番号ポータビリティに係るシステム上の措置を、音声サービスを提供するすべての携帯電話事業者に対して義務づけており、システム上、既に実現しているところでございますので、MVNOに係る措置のために全てを新たに開発・設計するとか、ゼロから行うといった規模のコストはかからないのではないかと考えております。

○根岸部会長　　よろしいですか。酒井先生は何かございますか。よろしいですか。では、どうぞ。

○辻委員　　前のMNOの番号ポータビリティは、これはたしか固定電話のところで装置を置くイメージでしたか。だから、MVNOの場合の番号ポータビリティは、MVNOはMNOのネットワークを使いますから、MVNOの加入者が増えても、やはりポータビリティを管理するサーバーというような設備は固定電話のところに置かれるということではよろしいわけですね。

○宮本番号企画室長　　固定電話のところででしょうか。

○辻委員　　いや、番号ポータビリティは、管理するような設備はたしか固定電話のとこ

ろに置かれるのではないのでしょうか。

○根岸部会長 固定電話のポータビリティと携帯電話のポータビリティの両方がありますから、固定電話のポータビリティのお話ではないですか。

○辻委員 携帯電話で番号ポータビリティをするときは、それを仲介するのは固定網ですするというのではなかったですか。私の記憶間違いかもしれませんが。

○根岸部会長 いや、移動ですよ。

○宮本番号企画室長 平たく申し上げますと、ここの番号はA社からB社に移ったというのを管理しているのは、その番号の指定を受けた携帯電話事業者でございます。

○辻委員 そこに固定電話は入っていませんでしたか。いや、私が勘違いしているのかもしれませんが。

○宮本番号企画室長 私の認識では、すべて携帯電話事業者がそれについての管理を行っているという認識でございます。

○辻委員 そうですか。では、すみません。もう一遍見ておきます。

それでは、これは基本的にMNOの電話に加入している人も、MVNOの電話に加入している人も基本的に同じように番号ポータビリティを利用できるという感じですね。

○宮本番号企画室長 はい。平たく申し上げれば、MVNOに加入しても、MNOに加入しても同じようにポータビリティを利用できるようにしましょうということでございます。

○辻委員 そういうことですね。わかりました。

○根岸部会長 現在では、それをMNOに義務づけるということなのですね。それで将来また、MVNOのほうがネットワークとか、そういうものを構築してくると、また変わってくるということですね。

○宮本番号企画室長 はい。まさにおっしゃられるとおりで、極端な想定を申し上げれば、無線局は持っていないけれども、ほかの部分のネットワークについては自ら設置するというような形のMVNOが仮に出現したとすれば、そのときには、そもそもの番号の指定のあり方ですとか、この番号ポータビリティに係る措置の義務づけ対象をMVNOにすべきではないかといった検討が必要になってくるかと考えております。

○根岸部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは本件につきましては、情報通信審議会議事規則の規定に従いまして、諮問された案を、いわゆるパブリックコメントに付すということにいたしたいと思えます。意

見招請期間は1月17日までといたします。また本件につきましては、電気通信番号委員会において検討いただくということにしたいと思います。

それでは以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様あるいは事務局から何かございますか。ございませんか。

閉 会

○根岸部会長　それでは以上で、本日の会議を終了いたします。次回の部会は来年1月15日の火曜日の予定でございます。よろしくお願いいたします。